

【平成30年度用】※国の法令改正に伴い変更となる場合があります。

## 保育所・認定こども園（2号、3号認定）の保育料について

安来市長 近藤宏樹  
（子ども未来課）

保育料の決定は年2回あります。4月～8月分は前年度の市民税額、9月～3月分は当年度の市民税額に基づいて保育料が決まります。

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 平成30年度4月～8月分の保育料  | 平成30年度9月～3月分の保育料  |
| 平成29年度の市民税額に基づき算定 | 平成30年度の市民税額に基づき算定 |

※平成29年度の市民税額は平成28年1月～12月の、平成30年度の市民税額は平成29年1月～12月の収入等に基づいて決まります。

- 1 原則、父母の市民税額の合計で算定します。ただし、父母の収入が合計で120万円より少ない場合は、同居の祖父母等の市民税額を合算して算定します。（「同居」とは住民票上、別世帯となっても、同一敷地内または隣接する敷地に居住している場合も含まれます。）
- 2 市民税額は、税務課の税情報に基づきます。ただし、転入者や未申告により課税状況が把握できない場合、税額が確認できるまでは最高階層の保育料とさせていただきますので、課税証明書等の提出や税金の申告を忘れずにしてください。
- 3 8月以前と9月以降で保育料が変更となる場合がありますが、その場合は4月にさかのぼっての変更にはなりません。
- 4 保育料の年齢区分は原則として毎年4月1日現在の年齢を適用し、当該年度中に年齢区分の変更は行いません。
- 5 保育料を滞納した場合は法令に基づき、督促状・催告書を送付します。  
なお、督促状・催告書によっても納付がない場合は、法令に基づき地方税の滞納処分の例により財産調査（所得・給料等）のうえ、差押え等の滞納処分を行います。

### 【お問い合わせ先】

子ども未来課 電話23-3213  
23-3214

【平成30年度用】※国の法令改正に伴い変更となる場合があります。

保育所・認定こども園（2号、3号認定）保育料 利用者負担額表

※28年度から太枠内の3歳未満児の第2～8階層の保育料を軽減しています。（単位：円）

| 階層<br>区分 | 定義              |                          | 利用者負担額         |        |                |        |
|----------|-----------------|--------------------------|----------------|--------|----------------|--------|
|          |                 |                          | 3歳未満<br>(3号認定) |        | 3歳以上<br>(2号認定) |        |
|          |                 |                          | 標準時間           | 短時間    | 標準時間           | 短時間    |
| 第1       | 生活保護世帯等         |                          | 0              | 0      | 0              | 0      |
| 第2       | 市町村民税<br>非課税世帯  | ひとり親世帯等                  | 0              | 0      | 0              | 0      |
|          |                 | 上記以外の世帯                  | 4,600          | 4,600  | 5,000          | 5,000  |
| 第3       | 市町村民税<br>所得割課税額 | 30,000円未満の<br>ひとり親世帯等    | 3,300          | 3,250  | 3,500          | 3,400  |
|          |                 | 30,000円未満の<br>上記以外の世帯    | 7,300          | 7,200  | 8,000          | 7,800  |
| 第4       |                 | 48,600円未満の<br>ひとり親世帯等    | 4,600          | 4,550  | 5,000          | 5,000  |
|          |                 | 30,000円以上<br>48,600円未満   | 10,000         | 9,800  | 12,000         | 11,700 |
| 第5       |                 | 48,600円以上<br>72,800円未満   | 12,600         | 12,400 | 17,000         | 16,700 |
| 第6       |                 | 72,800円以上<br>97,000円未満   | 15,300         | 15,000 | 20,000         | 19,600 |
| 第7       |                 | 97,000円以上<br>133,000円未満  | 21,700         | 21,300 | 26,000         | 25,500 |
| 第8       |                 | 133,000円以上<br>169,000円未満 | 24,700         | 24,300 | 31,000         | 30,400 |
| 第9       |                 | 169,000円以上<br>235,000円未満 | 38,000         | 37,300 | 36,000         | 35,300 |
| 第10      |                 | 235,000円以上<br>301,000円未満 | 43,000         | 42,200 | 41,000         | 40,300 |
| 第11      |                 | 301,000円以上<br>349,000円未満 | 49,000         | 48,100 | 47,000         | 46,200 |
| 第12      |                 | 349,000円以上               | 52,000         | 51,100 | 50,000         | 49,100 |

備考

- 利用者負担額を算定する税額は、税額控除（調整控除を除く配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）を適用しませんので、実際の税額と異なる場合があります。
- ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯と障害者手帳等の交付を受けている同居家族がいる世帯です。
- 3歳児の第2子以降の第6階層以下はこの表の額から1/3軽減した額（100円未満は切り捨て。以下同じ）、3歳児の第2子以降の第7、8階層はこの表の額から1/4軽減した額を適用します。また、3歳以下の第3子以降の第9～12階層はこの表の額から1/4軽減した額を適用します。
- 同一世帯から2人以上の児童が幼稚園、保育所、認定こども園等に入所している場合は、そのうちの最年長の児童は全額、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料とします。
- 前項にかかわらず、第2階層の第2子以降は無料、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は第2子は半額、第3子以降は無料とし、第5階層及び77,101円未満の第6階層のひとり親世帯等は支給認定に応じた第2階層のひとり親世帯等以外の世帯の額、第2子以降は無料とします。
- 満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、原則3歳未満の額を適用します。
- 月の途中の入退所の場合、当該月の保育日数により日割り計算とし、10円未満は切捨てます。